

5-2.河川敷地空間を活用しにぎわいのあるまちづくりを実現する制度

河川敷地占用許可(河川敷地占用許可
準則第22~26)

【参考】河川敷地占用許可の特例を適用した場合のイメージ

許可準則の特例措置(H16年3月通知)

- 地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和を社会実験(特例措置)として実施。
- 道頓堀川(大阪市)、京橋川等(広島県)等の8区域で限定的に実施。

特例措置の一般化(H23年度~)

特例措置の内容を全国で実施可能に。

- ※水管理・国土保全局長による区域指定不要。
- ※河川管理者が、協議会等の活用などにより地域の合意を図った上で、区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定

国土交通省成長戦略
H22.5.17

規制緩和の内容



道頓堀川(大阪市)

大阪市による川の両岸の遊歩道の整備や船着場の整備に合わせた民間事業者によるオープンカフェの設置やイベントの開催(社会実験として実施)

河川空間利用のイメージ

